○八月十五・十六日の二日間、お盆のため臨時休暇をさせていただきます。

ご存じですか？

児童扶養手当制度

国が、父と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図ることを目的として、昭和三十六年十一月に児童扶養手当法という法律ができ昭和三十七年一月からこの法律による手当が支給され現在に至っている。

その支給対象者は、父母が離婚した児童、父が死亡した児童、父が廃疾の状態にある児童、父が生死不明の児童、若しくはこれらに準ずる状態にある児童であって義務教育終了前のもの（廃疾である児童の場合は20才未満までのもの）をその児童の母が監護する場合、又は母がないか若しくは母が監護しない場合に母以外の者がその児童を養育するとき。

ただし、次のいずれかに該当するときは支給されない。

ア、児童若しくは手当の支給を受けようとする者が日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないとき。

イ、児童の父又は母の死亡について公的年金給付を受けることができるとき。

ウ、児童が母の配偶者に養育されているとき。

エ、手当の支給を受けようとする者の前年の所得が二十二万円（前年の十二月三十一日においてその生計を維持した児童一人につき四万円を加算）を超えるとき。

オ、手当の支給を受けようとする者の配偶者及び扶養義務者の前年の所得がそれぞれの扶養親族の数に応じて法に定める額を超えるとき

それでは手当の月額は、児童一人の場合は一、二〇〇円、二人の場合は一、九〇〇円、三人以上の場合は一人につき四〇〇円を加算した額が支給されます。

詳しいことは住民課へ問合せして下さい。

間瀬海水浴場に日赤分区救護所開設

うっとうしい長かった梅雨が去るとカッーと盛夏の陽が照りつけると、水にしたしむころとなり、特に涼と健康の維持に海が恋しくなりました。

慰安気分もよろしいのですが、海は常に大きく生きていることを自覚して海水浴に楽しんでいただきたいのであります。

ここ三、四年間瀬海水浴場での水の事故のないことはほんとうによろこばしいことであります。

本夏も水の事故防止に次の日割によって、岩室日赤分区では救護所を開設して救護員を派遣して救護に当ることになりました。

救護所の場所は海水浴場（浜茶屋のあるところ）の中心位置に開設してあります。

七月三十一日（日）
八月一日（月）
八月五日（金）
八月七日（日）
八月八日（月）
八月十二日（金）
八月十四日（日）
八月十五日（月）
八月十六日（火）

なお間瀬小・中PTAでも海岸監視に当っておりますし、観光協会も監視に夏季の間監視員が配置されております。

こどもから眼をはなさないようおねがいします。

第十八回和納地区敬老会

八月三日和納小学校で

和納地区敬老会を八月三日午前十一時より和納小学校で八月三日現在で七十才になられた百三十余名の方々を一堂にお集りねがって、お祝いすることに、今その準備にかかっております。

該当者の方々には、暑さきびしい折、大変でしょうが是非お元気のお顔をみせて下さい。

ことしは地元婦人会が演芸してくださることで今その練習に大童であり、当日が今から期待を持っております。

該当者の方々も共に若い時代を想い出して飛入りをおねがいします。

この日だけ永い人生を歩んで来られた該当者のみなさん楽しんでいただきたいのであります。

今年から九月十五日が「敬老の日」として国では祝日として制定になりました。

間瀬地区婦人学級

○八日　間瀬支所

○映画（ひとりだち）

○講義「子供との結びつき」について

○講師

下越教育事務所

柴野清一殿

第3回 村民水泳大会

8月21日（日）　和納プールで

村民皆泳をめざして，第2回村民水泳大会を次の通り開催いたします。1人でも多くの参加者を得て，盛大に行ないたいものです。

期　　日　8月21日（日）午後1時から
場　　所　和納のプール
参加資格　村内に居住または勤務する受好者
種　　目
男子
◇一般（25才以上）
自由形　50m，100m，25m
平　泳　25m，50m
◇青年（16才～24才高校生を含む）
自由型　50m，100m，200m
平　泳　50m
背　泳　50m
◇中学生
自由型　50m，100m
平　泳　50m
背　泳　50m
◇小学生
自由型　25m　平　泳　25m
女子
◇一般（16才以上）
自由型　25m　平　泳　25m
◇中学生
自由型　25m　平　泳　25m
◇小学生
自由型　25m　平　泳　25m
◇リレー　一般・青年・中学 男子50m×4＝200m
競技方法　個人種目，リレーとも予選，決勝を行ないます。
表　　彰　個人種目は各種目とも第3位まで賞状，
リレーは第6位まで賞状，
全員に参加賞があります。
申　　込　一般・青年は公民館へ
生徒は学校へ
8月18日〆切。〆切後は受付いたしません。
（1人2種目，（個人）まで，リレーは除く。
リレーは当日でも受付けます。）

学校プールの使用について

このプールはご承知の如く，岩室村小中学校の児童生徒が使用する目的で建設されたもので，一般の使用は原則として認められていません。

しかし特別の事情のある者は教育委員会に届け出て許可を受けてください。なお，許可された者は次の使用心得を厳守していただきます。

1.使用時間を守ること。
午前9.30～午後3.30　小中学校児童生徒
午後4.00～6.00　許可された者

○夜間の使用は厳禁

2.使用に際しては必ず和納小学校職員に許可証を示し，指示を受けること。
3.プール柵内にある使用心得を厳守のこと。
4.使用を終ったら清掃をなし，小学校職員に届けること。